

原則  
手続き不要

## Monthly Topics ①

# 物価高対応子育て応援手当

ID 1021848

問こども若者政策課 ☎924-3839 FAX924-9548

国が進める物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援する取組みの一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～高校生年代のいる世帯）に「物価高対応子育て応援手当」（一時金）を支給します。

■支給額 対象児童1人につき2万円

■基準日 令和7年9月30日

■支給対象者 対象児童①②に該当する児童を養育する父母など

■対象児童

平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれで下記①または②に該当する児童

①令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童

※令和7年9月に出生した児童は10月分

②令和7年10月1日～令和8年3月31日生まれの児童



子ども1人  
あたり  
2万円

■申請・振込み

上記①の児童手当受給者▶申請不要

上記②の児童手当受給者のうち、12月26日までに児童手当の申請が終わっている人▶申請不要

▶申請不要の支給対象者には、個別に2月中に案内を送付し、児童手当受給口座に3月下旬までに振り込みます。

申請が必要な人▶

上記②の父母などのうち、12月26日までに児童手当の申請が終わっていない人や所属庁（職場）から児童手当を受給している公務員、10月1日以降に世帯状況が変わった人など。

※支給日や申請が必要な人の申請方法など、詳細は決まり次第市ホームページでお知らせします。

## Monthly Topics ②

# 林野火災を予防するために



問①予防課 ☎992-2275 FAX992-2284 ②第2警備課高安出張所 ☎FAX941-5266

1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました。発令中は屋外の火の使用が制限されますので、ご協力をお願いします。また、春先にかけて空気が乾燥し、強い風が吹きやすくなるため火災が多くなるこの時期に、林野火災の防止と初動体制を確立するため、林野火災「ゼロ」作戦を実施します。

①林野火災注意報・警報 ID 1021689

もし林野火災が発生すれば延焼拡大の可能性が高い気象状況になったときに発令し、発令区域内の屋外における火の使用制限を行います。区域（地域森林計画対象民有林図）の詳細は「やおデジマップ」で確認できます。

●発令の基準と求められる行動

注意報…空気が非常に乾燥している

▶火ができるだけ使わない（努力義務）

警報…注意報の発令条件に加え、強風が吹いている

▶火を使わない（義務）

※発令の基準や規制など、詳細は市ホームページをご覧ください。

②林野火災「ゼロ」作戦 ID 1017025

5月31日（日）まで、山間部の警戒パトロールや災害監視用高所カメラでの警戒監視などを実施します。

山間部での緊急時は「119番通報ポイント」看板を確認 ID 1015058

▼看板の一例



山間部での緊急時、場所の特定が困難なときは、市内各ハイキング道（6ルート）に設置してあるこの看板を確認し、すみやかに119番通報してください。

